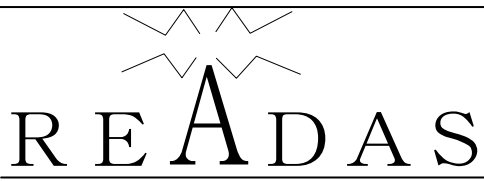


第 5759 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 7月24日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 事前照会文書回答手続きの改正

Q：事前照会に関する文書回答の事務手続きが改正されたとか。どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

先ごろ、国税庁から「事前照会に対する文書回答の事務処理手続きについて」と「同業者団体等からの照会に対する文書回答の事務処理手続等について」一部改正をする通達(事務運営指針)が公表されました。

主な改正内容は、次の点です。

①事前照会の範囲のうち「将来行う取引等の範囲」を明確化

これまでも文書回答の対象でしたが、対象外と思っていた利用者もいたことから、範囲が明確化されました。

②事前照会者は代表者だけに限らず、担当役員もOK

これまでは、照会者が法人や団体であるときは代表者しか照会できませんでしたが、代表者だけでなく担当役員でも認められることになりました。

③同業者団体等の定義を明確化

同業者団体等の定義を明確化されるとともに、照会の対象となる取引等の当事者に取引等と密接な関係を有する業務を行う者も照会ができることとされました。

この取り扱いは、平成29年7月1日以後の事前照会から適用されています。

